

## デジタルコンテンツWG立ち上げにあたって

國領二郎

## 1. 基本認識

利用者をより重視した視点を持つことが、市場を拡大し、クリエイター、さらには流通事業者の活性化にもつながる。特に汎用性の高いネットワークとして国民に定着しつつあるインターネットを多様に活用することが利用者にとって有益である。デジタルコンテンツは成長市場、戦略市場であり、「攻める」発想を持つことで拡大再生産が可能である。恐れずに改革を進めたい。

## 2. 各論

以下を含む課題について具体的かつ実効ある対策を検討すべきである。

## IPによる地上デジタル放送再送信実現に向けた実効的な対策を

地上デジタル放送のIP再送信を行なうにあたって、地域限定性、同一性保持原則（含全チャンネル伝送、HD品質）、著作権保護（含むコピーワンス）などの要件緩和をすることによって、より多くの国民が多様なコンテンツを楽しめるようになる。海外におけるマルチキャストを活用した放送再送信についての事例を研究し、国際条約の運用や著作権保護がどのように行なわれているかを学んだ上、日本が速やかに放送のIP再送信分野において「大国」となることを目指すべきである。

## 規格等、著作権法外の「規制」にも注目

現実にデジタルコンテンツ大国になるためには、著作権法だけではなく、技術規格等内に包まれた事実上の利用規制の存在を認識し、実効ある総合的な対策をうつべきである。一例としてサーバ型放送の規格づくりなどにおいて、現在想定されているよりも利便性を拡大させた形態（外出先からのホームサーバ利用など）を念頭に入れた取り組みを行なうべきである。

## 正当なP2P利用の促進

P2Pには「友人同士でよい作品を勧め合い、視聴体験を共有したい」という、利用者の本源的なニーズに支えられて発達してきた面がある。その文化に目を向けることなく、抑え込みをはかるだけでは、利用者の反感を買うばかりで生産的ではない。技術的にも、P2Pにはネットワークの負荷を分散させる利点がある。正当なP2P利用定着をめざした著作権管理技術やビジネスモデルづくりを促進する政策を取るべきである。クリエイティブコモンズの動きなど、ライセンス方式のイノベーションについても注視すべきである。

## 新規参入者への機会提供

以上によって生まれる新しい事業について、既存の業界秩序を破る新事業者にも公平な機会を提供することが、利用者にも多様な廉価なサービスを提供することにつながる。既存事業者による新規参入業者排除の国民規制が生じないように監視すべきである。権利集約機構設立などの促進策も、多様な新規参入を可能とする基盤づくりとして取り組みたい。

以上